

還付申告

間に合います!

所得税還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。



年の途中でお勤めを始めた、又は、退職された方

協会けんぽからの「医療費」のお知らせで、10万円以上のお支払いがあった方

豪雨や震災の被災地へ寄付金を支払った方

もしかしたら・・・?

とお心当たりの方は、ぜひ当事務所へお越してください!

お持ち
の方

源泉徴収票

又は

確定申告書

お持ち
の方

医療費のお知らせ

又は

医療費の領収証

お持ち
の方

寄付金領収証

料金

初回相談無料

特典

当事務所にてご相談いただいた方へ、もれなく
「実質負担額2,000円で活用できるあなたのふるさと納税限度額!」
をお渡しさせていただきます。

深谷税務会計事務所

〒273-0002 船橋市東船橋3-33-3-2F

Tel.047-405-2044 | URL.<http://www.fukatax.com/>